社会福祉法人新市福祉会
人材育成の方針
（実施期間：令和3年6月～令和4年5月）

Ⅰ.基本方針

① 一生の仕事として安心して働ける職場環境の保障。
（ディーセント・ワーク、ワークライフバランスの重視）
②働きがいのある職場環境の保障。（キャリアパスの仕組み、動機づけ他）
③職員の能力開発、教育の充実（資格取得等スキルアップの仕組み）

Ⅱ.取り組み内容

●資質の向上

①専門資格取得支援の実施（奨学金給付、受講料の補助等）
・介護福祉士／社会福祉主事／社会福祉士／精神保健福祉士介護支援専門員
認知症ケア喀痰吸引／キャリアアップ研修／実習指導者／サービス管理者等
②研修の充実
・新人職員研修（採用時研修）　・毎月のスキルアップ研修・各団体主催の専門研修への参加
・外部講師による研修依頼　・自己啓発研修制度　・介護技術基礎研修
③研究成果発表会の実施（年1回）
・法人内の各拠点、部署での新たな取り組みや業務改善等実践報告会を法人内で主催。
④介護技術評価の実施（年１回到達目標の設定を行い、個々の介護技術の向上を図る）

●労働環境・処遇改善

① エルダー制度の実施（定期的な面談、日々のOJTの実施）
② 職員面談の実施（全職員対象に職員面談を行い、コミュニケーションを図る）
③ 腰痛予防対策の実施（体操の推奨　・リフト、スライドシート等福祉用具の積極的活用）
④ 子育て支援制度（育児休暇・育児短時間勤務・介護、看護休暇制度）
⑤ 職員表彰制度（永年勤続者、優秀職員の表彰）
⑥ ハラスメント防止に関する相談体制の充実
⑦ タブレット端末、見守りセンサー等ICT技術の導入による業務量の軽減

Ⅲ.介護職員等への処遇改善の取り組み内容

●処遇改善手当として下記の内容で実施。（令和３年６月～令和４年５月）
①介護職員を対象に常勤換算額２９，０００円／月額支給。
加算額として
②資格手当：社会福祉士，介護支援専門員：５，０００円／月額支給。
介護福祉士：３，０００円／月額支給。
③役職手当：介護課長、介護長：１０，０００円／月額支給。
業務管理者：７，０００円／月額支給。

●特定処遇改善手当として下記の内容で実施。（令和３年６月～令和４年５月）
①経験・技能のある介護職員に常勤換算で６，０００円／月額支給。
その他の介護職員に常勤換算で　３，０００円／月額を支給。
（経験・技能のある介護職員とは介護福祉士有の場合は５年以上、介護福祉士無の場合は１０年以上の職歴。）
加算額として
② 主任・副主任者：５，０００円／月額。（その他の職種：２，０００円/月額）
③夜勤勤務者：５，０００円／月額。（その他の職種：２，０００円/月額）
④遅出・早出勤務者：５，０００円／月額。（その他の職種：２，０００円/月額）
⑧ 嘱託、臨時、パート者：５，０００円／月額。（その他の職種：２，０００円/月額）
（その他の職種とは介護職員以外で年収入４４０万円以下の職員）

＊改善手当の差額が生じた場合は常勤換算にて介護職員に一時金として支給します。